

ご存知ですか？

配食サービス

調理の大変な高齢者の方々を定期的に訪問して、栄養のバランスのとれたお弁当をお届けし、からだの様子も伺う配食サービスを実施しています。

◎対象者

- ①ひとり暮らしの高齢者
- ②高齢者のみの世帯
- (①・②とも市町村民税非課税世帯)

◎利用料

1食につき 100円

※申込・問い合わせ先

・保健福祉課福祉係

☎82-8817

・社会福祉協議会

☎82-6545

◎回数

月3回



忘れないで...

児童扶養手当の現況届

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は、年に一回「現況届」を提出しなければなりません。

この届け出を忘れると、手当てが支給されなくなることもありますので、役場保健福祉課で手続きをして下さい。

【現況届の受付期間】

児童扶養手当 8月1日から9月1日まで

特別児童扶養手当 8月11日から9月10日まで

※問い合わせ先 保健福祉課社会係 (☎82-8816)

報告もれはありませんか？

金婚祝賀会対象者

＜結婚50周年のご夫婦＞

町では、10月10日(金)に金婚祝賀会を開催します。

対象になるご夫婦は、昭和28年9月1日から昭和29年8月31日の間に結婚し、ともに健在の方です。

7月に回覧文書で調査を行いました。その際に申し出をされていない方は、8月29日(金)までに役場保健福祉課福祉係 (☎82-8817) までご連絡して下さい。

食中毒予防対策

調理・食事の前は、必ず手を洗う

- ① 買い物をするとき、生鮮食品は、新鮮な物を購入しましょう。
 - ② 保存するとき、冷蔵や冷凍が必要な食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。
 - ③ 下準備のとき、野菜、果物は流水でよく洗い、魚及び肉などの食材を使った後には、必ず手を洗きましょう。
 - ④ 加熱調理をする食品は、中心部の温度が75℃以上を目安に十分加熱しましょう。
 - ⑤ 調理済みの食品は、室温に放置せず早めに食べましょう。
 - ⑥ 調理してから時間が経ち過ぎたと思ったら思い切って捨てましょう。
- ※海や山などの行楽地で食べる「お弁当やおにぎり」は、必ず当日調理し、食べるまでは直射日光を避けるなどして保管し、温度管理に注意しましょう。さらに、なるべく早めに食べ、食べ残しは時間を置いて食べることは避けましょう。

